

2019年2月15日

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

今般、意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)の概要」において、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金につき、預入限度額を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする案が示された。

われわれは、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋が何ら示されておらず、依然として民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いているなか、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げることは、以下のような大きな弊害を惹起する懸念があると考えます。

まず、預入限度額の引上げ後、意図せざる資金シフトが生じた場合等には、金融システム全体の安定性を脅かすだけでなく、地域の金融システムに多大な悪影響を及ぼすおそれがある。

また、ゆうちょ銀行にとっても、預入限度額の引上げにより貯金残高が増加すれば、現在のマイナス金利政策下では収益の圧迫要因となるうえ、市場急変時等に顕在化し得るリスクを一層高めることとなる。

さらに、預入限度額の引上げを契機として、国の信用を背景とした貯金獲得などが行われれば、これまで着実に醸成されてきた地域金融機関との相互信頼関係にもとづく連携・協働の動きに水を差すことになり、地域経済の活性化や国民の安定的な資産形成の促進に大きな悪影響を与えかねない。

われわれは、預入限度額の引上げにあたって、こうした弊害が現実化することのないよう、適正な対応がとられる必要があると考えます。こうした観点から、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化

委員会の意見」(以下「意見」)が、日本郵政グループおよび政府に対し求めている「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」は極めて重要であり、本政令の施行日は、インセンティブの撤廃が確認された後とすることが必要と考える。

また、インセンティブの撤廃が確実に実施されたことが広く確認できるよう、政府と郵政民営化委員会は、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行に対し、撤廃への取組み結果(他の評価項目に振り替えた場合はその状況を含む)を同委員会に報告するとともに、公表するよう求めるべきである。

なお、郵政民営化委員会の「意見」は、「将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」としている。

郵政民営化法は、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念とするとともに、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めている。将来の見直しについては、通常貯金の預入限度額の「緩和・引上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討を行うべきである。

以 上